治水特別会計財務書類

国土交通省河川局

目　　次

１．治水特別会計全体の業務等についての情報 ---------- 1

２．治水勘定 ---------- 5
（１）治水勘定の業務等についての情報 ---------- 6
（２）貸借対照表 ---------- 7
（３）業務費用・財源計算書 ---------- 8
（４）区分別収支計算書 ---------- 9
（５）平成１１年度注記・附属明細書・参考情報 ---------- 10
・注記事項
・附属明細書
・参考情報
（６）平成１２年度注記・附属明細書・参考情報 ---------- 17
・注記事項
・附属明細書
・参考情報
（７）平成１３年度注記・附属明細書・参考情報 ---------- 25
・注記事項
・附属明細書
・参考情報

３．治水勘定平成１３年度決算連結財務書類 ---------- 33
（１）連結貸借対照表 ---------- 34
（２）連結業務費用・財源計算書 ---------- 35
（３）連結区分別収支計算書 ---------- 36
（４）注記 ---------- 37

４．特定多目的ダム建設工事勘定 ---------- 38
（１）特定多目的ダム建設工事勘定業務等についての情報 ---------- 39
（２）貸借対照表 ---------- 40
（３）業務費用・財源計算書 ---------- 41
（４）区分別収支計算書 ---------- 42
（５）平成１１年度注記・附属明細書・参考情報 ---------- 43
・注記事項
・附属明細書
・参考情報
（６）平成１２年度注記・附属明細書・参考情報 ---------- 48
・注記事項
・附属明細書
・参考情報
（７）平成１３年度注記・附属明細書・参考情報 ---------- 53
・注記事項
・附属明細書
・参考情報

５．治水特別会計勘定合算財務書類 ---------- 59
（１）勘定合算貸借対照表 ---------- 60
（２）勘定合算業務費用・財源計算書 ---------- 61
（３）勘定合算区分別収支計算書 ---------- 62

治水特別会計全体の業務等についての情報

１．治水特別会計の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和３５年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和３５年　法律第４０号）

（設置）

第一条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下「法」という。）第三条に規定する治水事業七箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で国が施行するもの（以下「直轄治水事業」という。）及び同条第二項第四号に規定する工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

※注：本条は、平成１５年3月３１日に改正されている。

２．治水特別会計の特質

治水特別会計は、国が施行する治水事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の河川事業、河川総合開発事業、砂防事業等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

なお、当特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、一般会計の財産に帰属することになる。

３．治水特別会計が経理している業務概要

一般会計からの受入のほか､地方公共団体負担金や電気事業者等負担金等を財源とし、河川、砂防及び多目的ダムの建設工事に関する事業等を実施している。

治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定とに区分して経理することとしている。

※　特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水

道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用権の設定予定者等によって負担される。

○治水勘定

（１）河川、砂防、地すべりに関する事業で、

①　国が施行するもの（直轄治水事業）

②　直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

③　地方公共団体が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの

④　水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの

（２）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１０７号）第１３条の規定による無利子の貸付け

（３）河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で、独立行政法人土木研究所が実施し、かつ、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するもの

（４）国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

○特定多目的ダム建設工事勘定

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事

・根拠条文：治水特別会計法（昭和３５年　法律第４０号）

（設置）

第一条

２　この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一　直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

二　法第二条第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法　（昭和三十九年法律第百六十

七号）第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

三　法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同条第二項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四　法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

五　法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け

六　法第二条第四項に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

※注：本条は、平成１５年3月３１日に改正されている。

（勘定区分）

第三条　この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

治水特別会計の仕組み（平成１３年度決算）

（単位：億円）

（他会計）

一般会計

産業投資特別会計

地方公共団体

電気事業者等

民間都市開発推進機構等

（治水勘定）

歳入	18,280	歳出	15,928
一般会計より受入	10,852	河川事業費	9,198
産業投資特別会計より受入	1,075	河川総合開発事業費	1,665
特定多目的ダム建設工事勘定より受入	162	砂防事業費	2,584
地方公共団体工事費負担金収入	3,263	ＮＴＴ・Ｂ貸付金	639
電気事業者等工事費負担金収入	191	治水事業工事諸費・事務費	912
償還金収入	11	独立行政法人運営費等	15
前年度剰余金受入	2,363	水資源開発公団交付金	495
そ　の　他	363	ＮＴＴ・Ａ貸付金	1
		産業投資特別会計へ繰入	11
		そ　の　他	408

（特定多目的ダム建設工事勘定）

歳入	3,571	歳出	2,912
一般会計より受入	1,695	多目的ダム建設事業費 ○○川○○ダム建設費 ～	2,553
地方公共団体工事費負担金収入	519		
電気事業者等工事費負担金収入	480	ＮＴＴ・Ｂ貸付金	68
前年度剰余金受入	645	工事諸費等治水勘定へ繰入	162
そ　の　他	232	そ　の　他	129

河川改修等
ダム建設
砂防施設建設　等

民間都市開発推進機構

産業投資特別会計

特定多目的ダム建設

治　水　勘　定

治水特別会計治水勘定の業務等についての情報

１．治水特別会計治水勘定の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和３５年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和３５年　法律第４０号）

（勘定区分）

第三条　この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

２．治水特別会計治水勘定が経理している業務概要

（１）河川、砂防、地すべりに関する事業で、

①　国が施行するもの（直轄治水事業）

②　直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

③　地方公共団体が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの

④　水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの

（２）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１０７号）第１３条の規定による無利子の貸付け

（３）河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で、独立行政法人土木研究所が実施し、かつ、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するもの

（４）国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

治水特別会計　治水勘定　比較貸借対照表

	平成１１年度 (12年3月31日)	平成１２年度 (13年3月31日)	平成１３年度 (14年3月31日)
〔資産の部〕			
	百万円	百万円	百万円
現金･預金	208,569	236,279	235,225
未収金	4,619	247	5,509
前払費用	41	42	44
貸付金	11,725	10,262	17,672
一般会計繰入未収金	-	-	92,841
その他の債権	6,356	5,932	6,129
貸倒引当金	△ 1	△ 2	△ 1
有形固定資産	274,581	268,276	255,975
土地	52,630	68,387	67,214
立木竹	117	111	114
建物	56,839	51,241	51,279
工作物	31,140	30,139	29,592
物品	124,598	111,503	100,410
船舶	1,898	2,183	2,077
建設仮勘定	7,356	4,710	5,287
無形固定資産	3,579	3,409	3,168
出資金	-	-	1,124
資産合計	509,472	524,448	617,690
〔負債の部〕			
未払金	46,176	44,361	40,620
保管金等	60	18	12
前受金	2,343	3,316	2,315
賞与引当金	2,753	2,767	2,743
貸付金財源受入金	11,725	10,262	23,739
退職給付引当金	134,462	129,149	126,484
産業投資特別会計繰戻未済金	-	-	92,841
負債合計	197,521	189,876	288,756
〔資産･負債差額の部〕			
基準時資産･負債差額	328,360	328,360	328,360
業務費用･財源差額累計	△ 16,410	△ 1,737	△ 7,375
資産評価差額	-	7,948	7,948
資産･負債差額合計	311,950	334,571	328,933
負債及び資産･負債差額合計	509,472	524,448	617,690

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計　治水勘定　比較業務費用･財源計算書

	平成11年度 自 11年4月 1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月 1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日
	百万円	百万円	百万円
Ⅰ　業務費用	1,765,644	1,626,131	1,588,065
直轄治水事業業務費用	979,207	894,895	914,244
受託工事業務費用	23,405	22,783	19,801
附帯工事業務費用	8,649	7,026	8,322
人件費	80,557	79,336	77,288
賞与引当金増加額	△ 194	13	△ 23
退職給付引当金増加額	△ 1,070	△ 5,312	△ 2,665
貸倒引当金増加額	0	1	0
補助金等	636,820	594,167	538,170
施設整備費	547	569	553
減価償却費	23,832	21,063	19,496
その他支出	13,889	11,585	12,877
Ⅱ　本年度受入財源等	1,749,234	1,640,804	1,582,427
地方公共団体工事費負担金収入	330,297	337,472	326,273
電気事業者等工事費負担金収入	20,973	19,952	18,915
受託工事収入	26,671	23,485	20,847
附帯工事収入	8,775	7,639	9,902
利子収入	0	0	0
その他収入	9,961	5,572	12,233
一般会計からの受入	1,334,664	1,230,630	1,085,211
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	17,889	16,050	16,203
産業投資特別会計からの受入	-	-	92,841
本年度業務費用･財源差額	△ 16,410	14,673	△ 5,638
前年度末業務費用･財源差額累計	0	△ 16,410	△ 1,737
本年度末業務費用･財源差額累計	△ 16,410	△ 1,737	△ 7,375

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計　治水勘定　比較区分別収支計算書

	平成11年度 自 11年4月 1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月 1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日
	百万円	百万円	百万円
Ⅰ　業務収支			
治水事業等業務支出	△ 1,745,510	△ 1,609,201	△ 1,580,826
直轄治水事業費	△ 981,711	△ 891,674	△ 911,511
人件費	△ 80,555	△ 79,329	△ 77,281
補助金等	△ 632,990	△ 596,109	△ 540,925
受託工事費	△ 23,405	△ 22,783	△ 19,801
附帯工事費	△ 8,649	△ 7,026	△ 8,322
施設整備費	△ 547	△ 569	△ 553
その他業務支出	△ 17,649	△ 11,707	△ 22,430
地方公共団体工事費負担金収入	326,960	334,047	322,915
電気事業者等工事費負担金収入	20,957	19,952	18,872
受託工事納付金収入	26,280	24,541	21,243
附帯工事費負担金収入	9,162	7,844	8,183
一般会計からの受入	1,327,888	1,224,454	1,078,069
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	17,889	16,050	16,203
償還金収入	1,252	1,703	1,146
前年度剰余金受入	219,175	208,494	236,238
小計	204,056	227,886	122,046
利子の受取額	0	0	0
雑収入	5,382	9,672	6,220
その他現金･預金	60	18	12
業務収支	209,499	237,577	128,279
Ⅱ　施設整備収支			
施設整備による支出	△ 10,350	△ 9,861	△ 10,813
資産売払収入	151	164	626
一般会計からの受入	6,775	6,176	7,141
地方公共団体工事費負担金収入	3,337	3,425	3,358
電気事業者等工事費負担金収入	213	204	252
前年度剰余金受入	10	14	22
雑収入	13	40	38
施設整備収支	151	164	626
Ⅲ　財務収支			
産業投資特別会計からの受入	171	240	107,466
産業投資特別会計へ繰入	△ 1,252	△ 1,703	△ 1,146
財務収支	△ 1,081	△ 1,463	106,319
本年度収支	208,569	236,279	235,225
その他現金･預金	60	18	12
翌年度歳入繰入	208,509	236,261	235,212

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成１１年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウエアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法により減価償却を行っている。

② 引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く。）の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金債権については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

6月支給の期末手当、勤勉手当につき、それぞれ3月31日に対応する部分（期末手当3月分、勤勉手当12～3月分）を計上している。

○退職給付引当金

勤続年数別の職員数に各平均給与及び勤続年数に基づく支給率（自己都合退職の支給率）を乗じて算出し計上している。

③ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

・ 施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

① 偶発債務 (単位:百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成12年(ワ)第4565号 霞ヶ浦自動車転落事故損害賠償請求事件	55	東京地裁 平成12年(ワ)第4565号	平成12年3月7日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第411号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁松本支部 平成11年(ワ)第411号	平成11年11月24日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第412号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁松本支部 平成11年(ワ)第412号	平成11年11月24日提訴 現在審理中
平成10年(ワ)第418号 林田川転落事故損害賠償請求事件	56	神戸地裁姫路支部 平成10年(ワ)第418号	平成10年6月19日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第40号 円山川転落事故損害賠償請求事件	226	神戸地裁豊岡支部 平成11年(ワ)第40号	平成11年4月30日提訴 現在審理中
平成12年(行ツ)第137号 遠賀川白門地区補償金増額請求事件	4,733	最高裁 平成12年(行ツ)第137号	平成11年5月25日1審判決(勝訴) 平成12年1月14日2審判決(勝訴) 現在審理中
平成11年(ネ)第1090号 遠賀川白門地区慰謝料等請求事件	50	福岡高裁 平成11年(ネ)第1090号	平成11年10月29日1審判決(勝訴) 現在審理中
平成12年(ネ)第87号 遠賀川白門地区通行止損害賠償請求事件	2	福岡高裁 平成12年(ネ)第87号	平成11年11月12日1審判決(勝訴) 現在審理中
平成11年(ワ)第611号 川内川ﾌﾟﾚｼﾞｬｰﾎﾞｰﾄ事故損害賠償請求事件	25	鹿児島地裁 平成11年(ワ)第611号	平成11年8月3日提訴 現在審理中
合　計	5,193		

② 国庫債務負担行為による負担額

平成11年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 290,801百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○特定多目的ダム建設勘定からの受入

多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

○産業投資特別会計への繰入

「治水特別会計法」附則第9項の規定に基づき貸付金の償還金に相当する金額を産業投資特別会計へ繰入

③ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	461,282	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	214,357	百万円

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	408,945	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	204,353	百万円

○ 繰越の調整（本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算）を行った後の業務費用・財源差額の金額

△ 6,406 百万円

附 属 明 細 書

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細　　(単位：百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
消費税還付金	一般会計国税収納整理基金	4,374
物件貸付料債権	個人	0
費用弁償金債権	個人	0
返納金債権	個人	168
損害賠償金債権	企業等	74
利息債権	企業等	0
計	-	4,619

② 固定資産の明細　　(単位：百万円)

区　　分		前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	53,513	839	1,723	-	-	52,630
	立木竹	109	7	0	-	-	117
	建物	55,025	4,800	767	2,218	-	56,839
	工作物	29,826	4,703	819	2,568	-	31,140
	物品	136,857	27,862	22,034	18,087	-	124,598
	船舶	1,947	253	28	274	-	1,898
	計	277,280	38,466	25,373	23,148	-	267,224
無形固定資産	地上権	232	-	-	-	-	232
	特許権等	-	-	-	-	-	-
	電話加入権	378	14	1	-	-	392
	小計	610	14	1	-	-	624
	ソフトウエア	2,612	1,026	-	683	-	2,955
	計	3,223	1,041	1	683	-	3,579
合　計		280,504	39,507	25,374	23,832	-	270,804

③ 貸付金の明細　　(単位：百万円)

種　　類	貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
水資源開発公団収益回収償還時貸付金	水資源開発公団	919	-	919	836
河川事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	1,424	18	-	1,442
河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	543	153	82	614
砂防事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	28	-	-	28
河川事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	7,074	-	622	6,452
河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	1,051	-	340	711
砂防事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	1,765	-	125	1,640
計		12,806	171	1,252	11,725

④ その他債権の明細　　(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
電気事業者等工事費負担金収入	福岡県	1,723
電気事業者等工事費負担金収入	佐賀県	493
公共事業費受益者等負担金債権	その他	29
	計	2,246
附帯工事費負担金収入	長浜町	77
附帯工事費負担金収入	韮山町	69
公共事業費受益者等負担金債権	その他	521
	計	668

(単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
受託工事納付金収入 受託工事納付金収入 受託事業費債権	徳島県	1,271
	岐阜県	390
	その他	1,778
	計	3,440
損害賠償金債権	個人A	0
	個人B	0
	その他	0
	計	1
計	-	6,356

⑤ 前払費用の明細

(単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
自賠責保険料	-	41

⑥ 未払金の明細

(単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
未払消費税	一般会計国税収納整理基金	1,204
補助率差額	地方公共団体	44,944
公務災害補償費	個人	20
児童手当	個人	7
計	-	46,176

⑦ その他の債務の明細

(単位:百万円)

債務の種類		相手先	本年度末残高
保管金等	契約保証金	-	60
前受金	受託及び附帯工事収納済繰越額	-	2,343

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の区分	相手先	金　額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	577,072	地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助	無
委託費	地方公共団体	41	直轄で行う河川改修事業等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託	無
補助金	都市基盤整備公団	1	都市基盤整備公団が施行する建築物の敷地の整備又は宅地の造成と併せて整備されるべき公共のように供する施設に係る河川法による一級河川以外の河川の河川工事の事業費の一部補助	無
交付金	水資源開発公団	55,875	水資源開発公団が施行する特定施設の新築又は改築に要する費用のうち洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の交付	無
計		632,990		

参　考　情　報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金の財源として受け入れた額について、平成12年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

貸付金財源受入額		新規発行10年国債利回り		機会費用
11,725 百万円	×	1.770%	＝	207 百万円

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施　設	36,738,884	2,810,464	255,960	938,045	38,355,343
用　地	12,567,554	657,786	1,483	-	13,223,857
公共用財産	49,306,438	3,468,250	257,443	938,045	51,579,200

（注）1　地方公共団体（補助事業、単独事業）負担分を含む。

2　一般会計所管であるため、一般会計災害復旧等分を含む。

3　計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。

平成１２年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウエアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く。）の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金債権については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

6月支給の期末手当、勤勉手当につき、それぞれ3月31日に対応する部分（期末手当3月分、勤勉手当12～3月分）を計上している。

○退職給付引当金

勤続年数別の職員数に各平均給与及び勤続年数に基づく支給率（自己都合退職の支給率）を乗じて算出し計上している。

③ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

・ 施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

① 偶発債務 (単位:百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成12年(ワ)第4565号 霞ヶ浦自動車転落事故損害賠償請求事件	55	東京地裁 平成12年(ワ)第4565号	平成12年3月7日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第411号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁松本支部 平成11年(ワ)第411号	平成11年11月24日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第412号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁松本支部 平成11年(ワ)第412号	平成11年11月24日提訴 現在審理中
平成10年(ワ)第418号 林田川転落事故損害賠償請求事件	56	神戸地裁姫路支部 平成10年(ワ)第418号	平成10年6月19日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第40号 円山川転落事故損害賠償請求事件	226	神戸地裁豊岡支部 平成11年(ワ)第40号	平成11年4月30日提訴 現在審理中
合　計	383		

② 国庫債務負担行為による負担額

平成12年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 253,937百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○特定多目的ダム建設勘定からの受入

多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

○産業投資特別会計への繰入

「治水特別会計法」附則第9項の規定に基づき貸付金の償還金に相当する金額を産業投資特別会計へ繰入

③ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	408,945	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	204,353	百万円

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	475,331	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	231,066	百万円

○ 繰越の調整（本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算）を行った後の業務費用・財源差額の金額

△ 12,040 百万円

附 属 明 細 書

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細 (単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
公共事業受益者等負担金債権	企業	0
物件貸付料債権	個人	0
費用弁償金債権	企業等	35
返納金債権	個人	100
損害賠償金債権	企業等	110
利息債権	企業等	0
計	-	247

② 固定資産の明細 (単位:百万円)

区　　分		前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	52,630	1,417	1,277	-	15,617	68,387
	立木竹	117	1	3	-	△ 4	111
	建物	56,839	4,613	1,371	1,988	△ 6,850	51,241
	工作物	31,140	3,828	1,389	2,429	△ 1,010	30,139
	物品	124,598	26,508	24,070	15,533	-	111,503
	船舶	1,898	185	46	255	402	2,183
	計	267,224	36,554	28,159	20,207	8,154	263,566
無形固定資産	地上権	232	-	-	-	△ 231	0
	特許権等	-	-	-	-	25	25
	電話加入権	392	17	-	-	-	409
	小計	624	17	-	-	△ 205	435
	ソフトウエア	2,955	873	-	855	-	2,973
	計	3,579	890	-	855	△ 205	3,409
合　計		270,804	37,445	28,159	21,063	7,948	266,975

③ 貸付金の明細 (単位:百万円)

種　　類	貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
水資源開発公団収益回収償還時貸付金	水資源開発公団	836	-	83	753
河川事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	1,442	18	26	1,433
河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	614	222	-	836
砂防事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	28	-	-	28
河川事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	6,452	-	1,204	5,427
河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	711	-	68	642
砂防事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	1,640	-	319	1,320
計		11,725	240	1,703	10,261

④ その他債権の明細 (単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
電気事業者等工事費負担金収入	福岡県	1,556
電気事業者等工事費負担金収入	佐賀県	465
公共事業費受益者等負担金債権	栃木県	21
	計	2,042
附帯工事費負担金収入	長浜町	160
附帯工事費負担金収入	静岡県	136
公共事業費受益者等負担金債権	その他	600
	計	896
受託工事納付金収入	徳島県	1,080
受託工事納付金収入	三重県	370
受託事業費債権	その他	1,473
	計	2,924

（単位：百万円）

債権の種類	相手先	本年度末残高
費用弁償金債権	個人A	0
	個人B	0
	計	0
返納金債権	個人A	7
	個人B	6
	その他	51
	計	65
損害賠償金債権	個人A	2
	個人B	0
	その他	0
	計	3
計	-	5,932

⑤ 前払費用の明細

（単位：百万円）

内　　容	相手先	本年度末残高
自賠責保険料	-	42

⑥ 未払金の明細

（単位：百万円）

内　　容	相手先	本年度末残高
未払消費税	一般会計国税収納整理基金	1,324
補助率差額	地方公共団体	43,001
公務災害補償費	個人	19
児童手当	個人	15
計	-	44,361

⑦ その他の債務の明細

（単位：百万円）

債務の種類		相手先	本年度末残高
保管金等	契約保証金	-	18
前受金	受託及び附帯工事収納済繰越額	-	3,316

⑧ 資産評価差額の明細

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	-	15,617	-	15,617	価格改定
立木竹	-	-	4	△ 4	価格改定
建物	-	-	6,850	△ 6,850	価格改定
工作物	-	-	1,010	△ 1,010	価格改定
船舶	-	402	-	402	価格改定
地上権	-	-	231	△ 231	価格改定
特許権	-	25	-	25	価格改定
計	-	16,045	8,096	7,948	

2. 業務費用･財源計算書の内容に関する明細

補助金等の明細　　(単位:百万円)

補助金等の区分	相手先	金　額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	543,231	地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助	無
委託費	地方公共団体	26	直轄で行う河川改修事業等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託	無
補助金	都市基盤整備公団	0	都市基盤整備公団が施行する建築物の敷地の整備又は宅地の造成と併せて整備されるべき公共のように供する施設に係る河川法による一級河川以外の河川の河川工事の事業費の一部補助	無
交付金	水資源開発公団	52,851	水資源開発公団が施行する特定施設の新築又は改築に要する費用のうち洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の交付	無
計		596,109		

参　考　情　報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金の財源として受け入れた額について、平成13年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

貸付金財源受入額		新規発行10年国債利回り		機会費用
10,262 百万円	×	1.270%	＝	130百万円

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。
用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施　設	38,355,343	2,745,258	186,818	983,952	39,929,831
用　地	13,223,857	646,482	4,465	-	13,865,874
公共用財産	51,579,200	3,391,740	191,283	983,952	53,795,705

（注）1　地方公共団体（補助事業、単独事業）負担分を含む。
2　一般会計所管であるため、一般会計災害復旧等分を含む。
3　計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。

平成１３年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウエアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く。）の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金債権については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

6月支給の期末手当、勤勉手当につき、それぞれ3月31日に対応する部分（期末手当3月分、勤勉手当12～3月分）を計上している。

○退職給付引当金

勤続年数別の職員数に各平均給与及び勤続年数に基づく支給率（自己都合退職の支給率）を乗じて算出し計上することとし、各勘定の人員比に応じた額を算出し計上している。

③ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

・ 施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

① 偶発債務 (単位:百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成13年(ワ)第201号 阿武隈川河川工事損害賠償請求事件	18	福島地裁 平成13年(ワ)第201号	平成13年4月18日提訴 現在審理中
平成12年(ワ)第4565号 霞ヶ浦自動車転落事故損害賠償請求事件	55	東京地裁 平成12年(ワ)第4565号	平成12年3月7日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第411号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁松本支部 平成11年(ワ)第411号	平成11年11月24日提訴 現在審理中
平成11年(ワ)第412号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁松本支部 平成11年(ワ)第412号	平成11年11月24日提訴 現在審理中
平成10年(ワ)第418号 林田川転落事故損害賠償請求事件	56	神戸地裁姫路支部 平成10年(ワ)第418号	平成10年6月19日提訴 現在審理中
合　計	175		

② 国庫債務負担行為による負担額

平成13年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 224,156百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各特別会計固有の表示科目

○一般会計繰入未収金

「治水特別会計法」附則第34項の規定に基づき、一般会計から繰り入れることとなっている額

○産業投資特別会計繰戻未済金

「治水特別会計法」附則第33項の規定に基づき、産業投資特別会計から繰り入れることとなっている額

③ 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○特定多目的ダム建設勘定からの受入

多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

○産業投資特別会計への繰入

「治水特別会計法」附則第9項の規定に基づき貸付金の償還金に相当する金額を産業投資特別会計へ繰入

④ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	475,331	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	231,066	百万円

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	530,693	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	229,477	百万円

○ 繰越の調整（本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算）を行った後の業務費用・財源差額の金額

△ 4,049 百万円

附 属 明 細 書

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細　　(単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
消費税還付金	一般会計国税収納整理基金	5,322
公共事業受益者等負担金債権	企業	1
不動産売払代債権	個人	1
物件貸付料債権	個人	0
費用弁償金債権	企業等	35
返納金債権	個人等	34
延滞金債権	個人	0
損害賠償金債権	企業等	110
利息債権	企業等	1
計	-	5,509

一般会計繰入未収金	一般会計	92,841

② 固定資産の明細　　(単位:百万円)

区　　分		前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	68,387	1,835	3,008	-	-	67,214
	立木竹	111	5	2	-	-	114
	建物	51,241	4,271	2,116	2,116	-	51,279
	工作物	30,139	4,701	2,592	2,656	-	29,592
	物品	111,503	20,154	17,781	13,465	-	100,410
	船舶	2,183	245	30	321	-	2,077
	計	263,566	31,213	25,531	18,560	-	250,687
無形固定資産	地上権	0	-	-	-	-	0
	特許権等	25	-	-	-	-	25
	電話加入権	409	-	47	-	-	361
	小計	435	-	47	-	-	388
	ソフトウエア	2,973	743	-	936	-	2,780
	計	3,409	743	47	936	-	3,168
合　計		266,975	31,957	25,579	19,496	-	253,856

③ 貸付金の明細　　(単位:百万円)

種　　類	貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
水資源開発公団収益回収償還時貸付金	水資源開発公団	753	-	83	670
河川事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	1,433	50	283	1,200
河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	836	40	8	867
砂防事業資金収益回収特別貸付金	民間都市開発推進機構	28	-	1	26
河川事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	5,247	-	580	4,666
河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	642	-	68	573
砂防事業資金収益回収償還時貸付金	民間都市開発推進機構	1,320	-	119	1,200
河川改修資金貸付金	地方公共団体	-	2,370	-	2,370
都市河川改修資金貸付金	地方公共団体	-	2,204	-	2,204
準用河川改修資金貸付金	地方公共団体	-	58	-	58
河川総合開発事業資金貸付金	地方公共団体	-	524	-	524
治水ダム建設事業資金貸付金	地方公共団体	-	73	-	73
ダム周辺環境整備事業資金貸付金	地方公共団体	-	2	-	2
砂防事業資金貸付金	地方公共団体	-	1,512	-	1,512
地すべり対策事業資金貸付金	地方公共団体	-	230	-	230

（単位：百万円）

種　　類	貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金	地方公共団体	-	13	-	13
河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金	地方公共団体	-	798	-	798
床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金	地方公共団体	-	12	-	12
統合河川整備事業事業資金貸付金	地方公共団体	-	632	-	632
堰堤改良資金貸付金	地方公共団体	-	15	-	15
特定緊急砂防事業資金貸付金	地方公共団体	-	18	-	18
計		10,261	8,557	1,146	17,672

④ その他債権の明細

（単位：百万円）

債権の種類	相手先	本年度末残高
電気事業者等工事費負担金収入	福岡県	1,378
電気事業者等工事費負担金収入	佐賀県	436
公共事業費受益者等負担金債権	栃木県	18
	計	1,832
附帯工事費負担金収入	岩手県	1,164
附帯工事費負担金収入	岐阜市	294
公共事業費受益者等負担金債権	その他	583
	計	2,042
受託工事納付金収入	徳島県	708
受託工事納付金収入	三重県	280
受託事業費債権	その他	1,110
	計	2,099
返納金債権	個人A	7
	個人B	7
	その他	136
	計	150
損害賠償金債権	個人A	2
	個人B	0
	その他	0
	計	3
計	-	6,129

⑤ 出資金の明細

出資金の増減の明細

（単位：百万円）

出資先	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
独立行政法人土木研究所治水勘定	-	-	855	-	-	-	855
独立行政法人北海道開発土木研究所	-	-	269	-	-	-	269

出資金の純資産額等の明細

（単位：百万円）

出資先	出資金額（国有財産台帳価格）	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額による算出額 (G=C*F)	貸借対照表計上額	使用財務諸表
独立行政法人土木研究所治水勘定	855	1,395	552	842	855	855	100.00%	842	855	法定財務諸表
独立行政法人北海道開発土木研究所	269	10,576	2,998	7,577	7,599	269	3.54%	268	269	法定財務諸表

⑥ 前払費用の明細

（単位：百万円）

内　　容	相手先	本年度末残高
自賠責保険料	-	44

⑦ 未払金の明細

(単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
未払消費税	一般会計国税収納整理基金	331
補助率差額	地方公共団体	40,246
公務災害補償費	個人	19
児童手当	個人	22
計	-	40,620

⑧ その他の債務の明細

(単位:百万円)

債務の種類		相手先	本年度末残高
保管金等	契約保証金	-	12
前受金	受託及び附帯工事収納済繰越額	-	2,315

⑨ 資産評価差額の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	15,617	-	-	15,617	価格改定
立木竹	△ 4	-	-	△ 4	価格改定
建物	△ 6,850	-	-	△ 6,850	価格改定
工作物	△ 1,010	-	-	△ 1,010	価格改定
船舶	402	-	-	402	価格改定
地上権	△ 231	-	-	△ 231	価格改定
特許権	25	-	-	25	価格改定
計	7,948	-	-	4,948	

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の区分	相手先	金　額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	489,860	地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助	無
委託費	地方公共団体	10	直轄で行う河川改修事業等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託	無
補助金	都市基盤整備公団	1	都市基盤整備公団が施行する建築物の敷地の整備又は宅地の造成と併せて整備されるべき公共のように供する施設に係る河川法による一級河川以外の河川の河川工事の事業費の一部補助	無
交付金	水資源開発公団	49,547	水資源開発公団が施行する特定施設の新築又は改築に要する費用のうち洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の交付	無
交付金	独立行政法人土木研究所	1,385	独立行政法人土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」第12条第1号に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金の交付	無
補助金	独立行政法人土木研究所	120	独立行政法人土木研究所が施行する研究施設の整備費の補助	無
計		540,925		

参 考 情 報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた額について、平成14年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

貸付金財源受入額		新規発行10年国債利回り		機会費用
116,581 百万円	×	1.400%	＝	1,632 百万円

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施　設	39,929,831	5,486,295	163,908	1,028,293	44,223,925
用　地	13,865,874	663,399	4,380	-	14,524,893
公共用財産	53,795,705	6,149,694	168,288	1,028,293	58,748,818

（注）1 地方公共団体（補助事業、単独事業）負担分を含む。

2 一般会計所管であるため、一般会計災害復旧等分を含む。

3 計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。

治水勘定平成１３年度決算連結財務書類

平成13年度 治水特別会計 治水勘定 連結貸借対照表

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
現金･預金	235,467	未払金	40,795
未収金	5,509	未払費用	9
前払費用	45	保管金等	13
貸付金	17,672	前受金	2,315
一般会計繰入未収金	92,841	賞与引当金	2,743
その他の債権	6,129	貸付金財源受入金	23,739
貸倒引当金	△ 1	退職給付引当金	126,675
有形固定資産	257,112	産業投資特別会計繰戻未済金	92,841
土地	67,214		
立木竹	114	負債合計	289,134
建物	51,797	資産･負債差額の部	
工作物	29,616	資産･負債差額	329,096
物品	101,005		
船舶	2,077		
建設仮勘定	5,287		
無形固定資産	3,184		
出資金	269		
資産合計	618,230	負債及び資産･負債差額合計	618,230

注) 各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成１３年度　治水特別会計治水勘定連結業務費用･財源計算書

	百万円
Ⅰ　業務費用	1,588,259
直轄治水事業業務費用	914,244
研究業務費用	934
受託工事業務費用	19,801
附帯工事業務費用	8,322
人件費	77,693
賞与引当金増加額	△ 23
退職給付引当金増加額	△ 2,638
貸倒引当金増加額	0
補助金等	536,887
施設整備費	553
減価償却費	19,587
その他支出	12,896
Ⅱ　本年度受入財源等	1,582,594
地方公共団体工事費負担金収入	326,273
電気事業者等工事費負担金収入	18,915
受託工事収入	20,847
附帯工事収入	9,902
利子収入	0
その他収入	12,399
一般会計からの受入	1,085,211
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	16,203
産業投資特別会計からの受入	92,841
本年度業務費用･財源差額	△ 5,664
前年度末業務費用･財源差額累計	△ 1,737
本年度末業務費用･財源差額累計	△ 7,402

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成13年度　治水特別会計治水勘定連結区分別収支計算書

百万円

Ⅰ　業務収支	
治水事業等業務支出	△ 1,580,436
直轄治水事業費	△ 911,511
人件費	△ 77,678
補助金等	△ 539,419
受託工事費	△ 19,801
附帯工事費	△ 8,322
研究業務委託等支出	△ 438
施設整備費	△ 553
その他業務支出	△ 22,710
地方公共団体工事費負担金収入	322,915
電気事業者等工事費負担金収入	18,872
受託工事納付金収入	21,243
附帯工事費負担金収入	8,183
一般会計からの受入	1,078,069
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	16,203
償還金収入	1,146
前年度剰余金受入	236,238
小計	122,436
利息の受取額	0
雑収入	6,220
その他現金･預金	12
業務収支	128,670
Ⅱ　施設整備収支	
施設整備による支出	△ 10,962
資産売払収入	626
一般会計からの受入	7,141
地方公共団体工事費負担金収入	3,358
電気事業者等工事費負担金収入	252
前年度剰余金受入	22
雑収入	38
施設整備収支	477
Ⅲ　財務収支	
産業投資特別会計からの受入	107,466
産業投資特別会計へ繰入	△ 1,146
財務収支	106,319
本年度収支	235,467
その他現金･預金	12
翌年度歳入繰入	235,454

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

連　結　注　記　事　項

(1)　連結の範囲について

当特別会計が出資している独立行政法人土木研究所について連結対象とした。

独立行政法人土木研究所は、一般勘定、道路勘定、治水勘定の勘定区分を有し、このうち治水勘定と連結を行った。

連結対象法人	特別会計からの出資比率
独立行政法人土木研究所(治水勘定)	100%

(2)　連結に際して行った会計処理の修正について

独立行政法人土木研究所において負債計上されている資産見返勘定等については、資産･負債差額へ移し替えを行った。

特定多目的ダム建設工事勘定

治水特別会計特定多目的ダム建設工事勘定の業務等についての情報

１．治水特別会計特定多目的ダム建設工事勘定の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和３５年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和３５年　法律第４０号）

（勘定区分）

第三条　この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

２．治水特別会計特定多目的ダム建設工事勘定が経理している業務概要

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事について経理する。

※　特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用権の設定予定者等によって負担される。

治水特別会計　特定多目的ダム建設工事勘定　比較貸借対照表

	平成11年度 (12年3月31日)	平成12年度 (13年3月31日)	平成13年度 (14年3月31日)
〔資産の部〕			
	百万円	百万円	百万円
現金･預金	66,297	64,565	65,900
未収金	0	0	2
一般会計繰入未収金	-	-	11,787
その他の債権	527	327	240
有形固定資産	123,676	122,022	116,725
土地	24,236	31,348	30,831
立木竹	53	51	52
建物	26,166	23,639	23,656
工作物	14,334	13,882	13,641
物品	57,411	51,500	46,617
船舶	874	1,002	956
建設仮勘定	598	595	969
無形固定資産	246	167	179
資産合計	190,747	187,083	194,835
〔負債の部〕			
保管金等	-	33	0
前受金	1,122	1,325	1,943
産業投資特別会計繰戻未済金	-	-	11,787
負債合計	1,122	1,359	13,731
〔資産･負債差額の部〕			
基準時資産･負債差額	194,859	194,859	194,859
業務費用･財源差額累計	△ 5,234	△ 12,720	△ 17,340
資産評価差額	-	3,585	3,585
資産･負債差額合計	189,624	185,724	181,104
負債及び資産･負債差額合計	190,747	187,083	194,835

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計　特定多目的ダム建設工事勘定　比較業務費用･財源計算書

	平成11年度 自 11年4月 1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月 1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日
	百万円	百万円	百万円
Ⅰ　業務費用	348,530	332,152	296,478
多目的ダム建設事業業務費用	307,850	295,725	258,463
工事諸費等治水勘定へ繰入	17,889	16,050	16,203
受託工事業務費用	10,217	10,454	9,291
施設整備費	772	782	729
減価償却費	10,600	9,140	8,196
その他支出	1,200	-	3,594
Ⅱ　本年度受入財源等	343,295	324,667	291,858
地方公共団体工事費負担金収入	61,228	57,122	51,949
電気事業者等工事費負担金収入	66,802	59,534	47,988
受託工事収入	10,201	10,198	10,032
利子収入	0	1	0
その他収入	387	573	624
一般会計からの受入	204,675	197,236	169,475
産業投資特別会計からの受入	-	-	11,787
本年度業務費用･財源差額	△ 5,234	△ 7,485	△ 4,620
前年度末業務費用･財源差額累計	0	△ 5,234	△ 12,720
本年度末業務費用･財源差額累計	△ 5,234	△ 12,720	△ 17,340

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計　特定多目的ダム建設工事勘定　比較区分別収支計算書

	平成11年度 自 11年4月 1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月 1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日
	百万円	百万円	百万円
Ⅰ　業務収支			
多目的ダム建設事業業務支出	△ 339,184	△ 322,384	△ 286,432
多目的ダム建設事業費	△ 309,104	△ 295,097	△ 256,614
工事諸費等治水勘定へ繰入	△ 17,889	△ 16,050	△ 16,203
受託工事費	△ 10,217	△ 10,454	△ 9,291
施設整備費	△ 772	△ 782	△ 729
その他業務支出	△ 1,200	-	△ 3,594
地方公共団体工事費負担金収入	60,352	56,311	51,027
電気事業者等工事費負担金収入	65,847	58,689	47,136
受託工事納付金収入	10,949	10,601	10,737
一般会計からの受入	201,776	194,442	166,491
前年度剰余金受入	66,168	66,296	64,530
小計	65,910	63,958	53,490
利子の受取額	0	1	0
雑収入	317	497	346
その他現金･預金	0	33	0
業務収支	66,227	64,491	53,837
Ⅱ　施設整備収支			
施設整備による支出	△ 4,732	△ 4,450	△ 4,760
資産売払収入	69	74	275
一般会計からの受入	2,899	2,793	2,983
地方公共団体工事費負担金収入	875	810	922
電気事業者等工事費負担金収入	955	844	852
前年度剰余金受入	0	0	1
雑収入	0	0	0
施設整備収支	69	74	275
Ⅲ　財務収支			
産業投資特別会計からの受入	-	-	11,787
財務収支	-	-	11,787
本年度収支	66,297	64,565	65,900
その他現金･預金	0	33	0
翌年度歳入繰入	66,297	64,531	65,900

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

平成１１年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウエアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

・ 施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

○国庫債務負担行為による負担額

平成11年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は　236,879百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 「他会計（勘定）からの受入」及び「他会計（勘定）への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための、治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

③ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	88,225	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	58,767	百万円

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	91,426	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	58,771	百万円

○ 繰越の調整（本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算）を行った後の業務費用・財源差額の金額

△ 5,238 百万円

附 属 明 細 書

○貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細 (単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
損害賠償金債権	個人	0
計	-	0

② 固定資産の明細 (単位:百万円)

区　　分		前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	24,640	383	787	-	-	24,236
	立木竹	50	3	0	-	-	53
	建物	25,336	2,194	350	1,014	-	26,166
	工作物	13,733	2,150	374	1,174	-	14,334
	物品	63,016	12,740	10,074	8,270	-	57,411
	船舶	896	115	13	125	-	874
	計	127,675	17,588	11,601	10,584	-	123,077
無形固定資産	地上権	106	-	-	-	-	106
	特許権	-	-	-	-	-	-
	電話加入権	80	3	0	-	-	83
	小計	187	3	0	-	-	189
	ソフトウエア	51	20	-	15	-	56
	計	239	23	11,602	15	-	246
合　計		127,914	13,611	23,203	10,600	-	123,323

③ その他債権の明細 (単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
受託工事納付金収入	青森県	139
受託工事納付金収入	企業	100
受託事業費債権	その他	287
	計	527
損害賠償金債権	個人	0
計	-	527

④ その他の債務の明細 (単位:百万円)

債務の種類		相手先	本年度末残高
前受金	受託工事収納済繰越額	-	1,122

参　考　情　報

公共用財産に関する情報

施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施　設	3,992,737	305,866	-	103,442	4,195,161
用　地	514,839	28,731	-	-	543,570
公共用財産	4,507,576	334,597	-	103,442	4,738,731

（注）　計数については、治水特別会計の前身である旧特定多目的ダム建設工事特別会計創設（昭和32年度）以降の決算等の数値を使用し推計した。

平成１２年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウエアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

・ 施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

○国庫債務負担行為による負担額

平成12年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は　178,376百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 「他会計（勘定）からの受入」及び「他会計（勘定）への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための、治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

③ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	91,426	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	58,771	百万円

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	90,120	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	55,764	百万円

○ 繰越の調整（本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算）を行った後の業務費用・財源差額の金額

△ 4,479 百万円

附 属 明 細 書

○貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細　　(単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
損害賠償金債権	企業	0
	個人	0
	計	0
利息債権	企業	0
計	-	0

② 固定資産の明細　　(単位:百万円)

区　　分		前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	24,236	639	576	-	7,048	31,348
	立木竹	53	0	1	-	△ 1	51
	建物	26,166	2,082	619	897	△ 3,091	23,639
	工作物	14,334	1,727	627	1,096	△ 456	13,882
	物品	57,411	11,964	10,863	7,010	-	51,500
	船舶	574	83	21	115	181	1,002
	計	123,077	16,498	12,709	9,120	3,680	121,426
無形固定資産	地上権	106	-	-	-	△ 106	0
	特許権	-	-	-	-	11	11
	電話加入権	83	3	-	-	-	86
	小計	189	3	-	-	△ 95	98
	ソフトウエア	56	32	-	19	-	69
	計	246	36	-	19	△ 95	167
合　計		123,323	16,534	12,709	9,140	3,585	121,593

③ その他債権の明細　　(単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
受託工事納付金収入	名護市	51
受託工事納付金収入	大宜味村	24
受託事業費債権	その他	251
	計	327
損害賠償金債権	個人	0
計	-	327

④ その他の債務の明細　　(単位:百万円)

債務の種類		相手先	本年度末残高
前受金	受託工事収納済繰越額	-	1,325

⑤ 資産評価差額の明細　　(単位:百万円)

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	-	7,048	-	7,048	価格改定
立木竹	-	-	1	△ 1	価格改定
建物	-	-	3,091	△ 3,091	価格改定
工作物	-	-	456	△ 456	価格改定
船舶	-	181	-	181	価格改定
地上権	-	-	106	△ 106	価格改定
特許権	-	11	-	11	価格改定
計	-	7,241	3,656	3,585	

参　考　情　報

公共用財産に関する情報

施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施　設	4,195,161	286,836	0	109,684	4,372,313
用　地	543,570	31,541	0	0	575,111
公共用財産	4,738,731	318,377	0	109,684	4,947,424

（注）　計数については、治水特別会計の前身である旧特定多目的ダム建設工事特別会計創設（昭和32年度）以降の決算等の数値を使用し推計した。

平成１３年度注記・附属明細書・参考情報

注　記　事　項

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウエアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

・ 施設整備収支については、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 偶発債務等

○国庫債務負担行為による負担額

平成13年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は　176,759百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 「他会計（勘定）からの受入」及び「他会計（勘定）への繰入」の内容

○一般会計からの受入

直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための、治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入

○産業投資特別会計からの受入

直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による産業投資特別会計からの受入

③ 歳出予算の繰越等

○ 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額	90,120	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	55,764	百万円

○ 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額	96,253	百万円
繰越に見合って受け入れられた財源の額	55,103	百万円

○ 繰越の調整（本年度業務費用・財源差額から、本年度の繰越見合財源を控除し、前年度の繰越見合財源の加算）を行った後の業務費用・財源差額の金額

△ 3,958 百万円

附 属 明 細 書

○貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細 (単位:百万円)

内　　容	相手先	本年度末残高
消費税還付金	一般会計国税収納整理基金	1,117
損害賠償金債権	企業	1
	個人	0
	その他	0
	計	1
利息債権	企業	0
	その他	0
	計	0
計	-	1,119

一般会計繰入未収金	一般会計	11,787

② 固定資産の明細 (単位:百万円)

区　　分		前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産	土地	31,348	808	1,324	-	-	30,831
	立木竹	51	2	0	-	-	52
	建物	23,639	1,880	931	931	-	23,656
	工作物	13,882	2,069	1,141	1,169	-	13,641
	物品	51,500	8,872	7,828	5,928	-	46,617
	船舶	1,002	108	13	141	-	956
	計	121,426	13,741	11,240	8,171	-	115,756
無形固定資産	地上権	0	-	-	-	-	0
	特許権	11	-	-	-	-	11
	電話加入権	86	-	9	-	-	77
	小計	98	-	9	-	-	88
	ソフトウエア	69	46	-	25	-	90
	計	167	46	9	25	-	179
合　計		121,593	13,788	11,249	8,196	-	115,935

③ その他債権の明細 (単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高
受託工事納付金収入	名護市	121
受託工事納付金収入	富山県	78
受託事業費債権	その他	40
	計	240
損害賠償金債権	個人	0
計	-	240

④ その他の債務の明細 (単位:百万円)

区　　分		相手先	本年度末残高
前受金	受託工事収納済繰越額	-	1,943

④ 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	7,048	-	-	7,048	価格改定
立木竹	△ 1	-	-	△ 1	価格改定
建物	△ 3,091	-	-	△ 3,091	価格改定
工作物	△ 456	-	-	△ 456	価格改定
船舶	181	-	-	181	価格改定
地上権	△ 106	-	-	△ 106	価格改定
特許権	11	-	-	11	価格改定
計	3,585	-	-	3,585	

参　考　情　報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から改革推進公共投資多目的ダム建設事業等の財源として受け入れた額について、平成14年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

改革推進公共投資事業財源受入額		新規発行10年国債利回り		機会費用
11,787 百万円	×	1.400%	＝	165 百万円

② 公共用財産に関する情報

施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。
用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

（単位：百万円）

区　分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施　設	4,372,313	254,083	-	115,538	4,510,858
用　地	575,111	26,132	-	-	601,243
公共用財産	4,947,424	280,215	-	115,538	5,112,101

（注）　計数については、治水特別会計の前身である旧特定多目的ダム建設工事特別会計創設（昭和32年度）以降の決算等の数値を使用し推計した。

治水特別会計勘定合算財務書類

治水特別会計　勘定合算　比較貸借対照表

	平成11年度 (12年3月31日)	平成12年度 (13年3月31日)	平成13年度 (14年3月31日)
〔資産の部〕			
	百万円	百万円	百万円
現金･預金	274,866	300,844	301,126
未収金	4,619	248	5,511
前払費用	41	42	44
貸付金	11,725	10,262	17,672
一般会計繰入未収金	-	-	104,629
その他の債権	6,884	6,259	6,369
貸倒引当金	△ 1	△ 2	△ 1
有形固定資産	398,257	390,298	372,701
土地	76,866	99,735	98,046
立木竹	170	162	166
建物	83,006	74,881	74,936
工作物	45,475	44,022	43,233
物品	182,010	163,003	147,027
船舶	2,772	3,186	3,033
建設仮勘定	7,955	5,306	6,257
無形固定資産	3,826	3,576	3,348
出資金	-	-	1,124
資産合計	700,219	711,532	812,526
〔負債の部〕			
未払金	46,176	44,361	40,620
保管金等	60	52	12
前受金	3,465	4,642	4,258
賞与引当金	2,753	2,767	2,743
貸付金財源受入金	11,725	10,262	23,739
退職給付引当金	134,462	129,149	126,484
産業投資特別会計繰戻未済金	-	-	104,629
負債合計	198,644	191,235	302,488
〔資産･負債差額の部〕			
基準時資産･負債差額	523,220	523,220	523,220
業務費用･財源差額累計	△ 21,645	△ 14,458	△ 24,716
資産評価差額	-	11,533	11,533
資産･負債差額合計	501,574	520,296	510,038
負債及び資産･負債差額合計	700,219	711,532	812,526

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計　勘定合算　比較業務費用･財源計算書

	平成11年度 自 11年4月 1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月 1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日
	百万円	百万円	百万円
Ⅰ　業務費用	2,114,175	1,958,284	1,884,544
直轄治水事業業務費用	979,207	894,895	914,244
多目的ダム建設事業業務費用	307,850	295,725	258,463
工事諸費等治水勘定へ繰入	17,889	16,050	16,203
受託工事業務費用	33,623	33,238	29,093
附帯工事業務費用	8,649	7,026	8,322
人件費	80,557	79,336	77,288
賞与引当金増加額	△ 194	13	△ 23
退職給付引当金増加額	△ 1,070	△ 5,312	△ 2,665
貸倒引当金増加額	0	1	0
補助金等	636,820	594,167	538,170
施設整備費	1,319	1,352	1,282
減価償却費	34,432	30,203	27,693
その他支出	15,089	11,585	16,471
Ⅱ　本年度受入財源等	2,092,529	1,965,471	1,874,285
地方公共団体工事費負担金収入	391,526	394,595	378,223
電気事業者等工事費負担金収入	87,776	79,486	66,903
受託工事収入	36,872	33,684	30,879
附帯工事収入	8,775	7,639	9,902
利子収入	0	1	0
その他収入	10,348	6,146	12,857
一般会計からの受入	1,539,339	1,427,867	1,254,686
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	17,889	16,050	16,203
産業投資特別会計からの受入	-	-	104,629
本年度業務費用･財源差額	△ 21,645	7,187	△ 10,258
前年度末業務費用･財源差額累計	0	△ 21,645	△ 14,458
本年度末業務費用･財源差額累計	△ 21,645	△ 14,458	△ 24,716

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。

治水特別会計　勘定合算　比較区分別収支計算書

	平成11年度 自 11年4月 1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月 1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月 1日 至 14年3月31日
	百万円	百万円	百万円
Ⅰ　業務収支			
治水事業等業務支出	△ 1,745,510	△ 1,609,201	△ 1,580,826
直轄治水事業費	△ 981,711	△ 891,674	△ 911,511
人件費	△ 80,555	△ 79,329	△ 77,281
補助金等	△ 632,990	△ 596,109	△ 540,925
受託工事費	△ 23,405	△ 22,783	△ 19,801
附帯工事費	△ 8,649	△ 7,026	△ 8,322
施設整備費	△ 547	△ 569	△ 553
その他業務支出	△ 17,649	△ 11,707	△ 22,430
多目的ダム建設事業業務支出	△ 339,184	△ 322,384	△ 286,432
多目的ダム建設事業費	△ 309,104	△ 295,097	△ 256,614
工事諸費等治水勘定へ繰入	△ 17,889	△ 16,050	△ 16,203
受託工事費	△ 10,217	△ 10,454	△ 9,291
施設整備費	△ 772	△ 782	△ 729
その他業務支出	△ 1,200	-	△ 3,594
地方公共団体工事費負担金収入	387,313	390,359	373,942
電気事業者等工事費負担金収入	86,804	78,641	66,008
受託工事納付金収入	37,229	35,143	31,981
附帯工事費負担金収入	9,162	7,844	8,183
一般会計からの受入	1,529,665	1,418,896	1,244,561
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	17,889	16,050	16,203
償還金収入	1,252	1,703	1,146
前年度剰余金受入	285,343	274,791	300,768
小計	269,966	291,844	175,536
利子の受取額	0	1	0
雑収入	5,699	10,170	6,567
その他現金･預金	60	52	12
業務収支	275,727	302,069	182,117
Ⅱ　施設整備収支			
施設整備による支出	△ 15,082	△ 14,311	△ 15,574
資産売払収入	221	239	901
一般会計からの受入	9,674	8,970	10,125
地方公共団体工事費負担金収入	4,212	4,236	4,280
電気事業者等工事費負担金収入	1,169	1,049	1,105
前年度剰余金受入	11	14	23
雑収入	14	40	39
施設整備収支	221	239	901
Ⅲ　財務収支			
産業投資特別会計からの受入	171	240	119,253
産業投資特別会計へ繰入	△ 1,252	△ 1,703	△ 1,146
財務収支	△ 1,081	△ 1,463	118,107
本年度収支	274,866	300,844	301,126
その他現金･預金	60	52	12
翌年度歳入繰入	274,806	300,792	301,113

注）各計数は、百万円未満を切り捨ててあるので、計において突合しない。